

表 1 1990年代の主要国海洋投入処分実施状況（ロンドン条約事務局に一般許可として報告された実績）

国名\項目	しゅんせつ物(万トン)			下水汚泥(万トン)			産業廃棄物等(万トン)		
	1992年	1997年	1999年	1992年	1997年	1999年	1992年	1997年	1999年
ベルギー	5,060	2,010	2,632	—	—	—	—	—	—
デンマーク	430	未報告	未報告	—	未報告	未報告	—	未報告	未報告
フランス	2,781	未報告	2,150	—	未報告	—	—	未報告	—
ドイツ	4,246	2,001	2,604	—	—	—	—	—	—
アイスランド	19	16	79	—	—	—	—	—	—
アイルランド	49	63	156	38	2	—	11	0	—
ポーランド	未報告	33	未報告	未報告	—	未報告	未報告	—	未報告
ポルトガル	未報告	184	221	未報告	—	—	未報告	44*6	46*6
イタリア	324	未報告	未報告	—	未報告	未報告	—	未報告	未報告
オランダ	211	1,474	1,399	—	—	—	—	—	—
ノルウェー	29	129	63	—	—	—	27	1	11
スペイン	443	382	283	—	—	—	126	—	—
スウェーデン	1	69	42	—	—	—	—	—	—
英国	3,012	4,124	5,684	882	966	—	286	0	0
パナマ	未報告	—	未報告	未報告	—	未報告	未報告	0	未報告
ロシア	未報告	1	未報告	未報告	—	未報告	未報告	—	未報告
オーストラリア	580	1,315	980	—	—	—	0	—	—
中国	4,528	6,573	6,761	—	—	—	11	27	—
香港	14,446	2,694	3,971	—	—	—	—	205	—
日本	1,060	647	663	325	240	189	437	333	292
韓国	未報告	—*1	435*2	未報告	170万m <sup>3</sup> +150*1	612*2	未報告	156*1	31*2
ニュージーランド	256	185	230	—	—	—	—	0	0
フィリピン	—	未報告	未報告	—	未報告	未報告	n. i.*5	未報告	未報告
南アフリカ	293	379	298	—	—	—	0	—	—
ブラジル	未報告	未報告	3346	未報告	未報告	—	未報告	未報告	—
カナダ	663	521	193	—	—	—	60	242	179
チリ※7	n. i.*5	—	10	—	—	—	—	—	—
メキシコ	未報告	731	476	未報告	—	—	未報告	—	11
米国	6,732	5,296	5,735	—	—	—	18※3 (4,795)	—	※4

1. 1992年データは“Final report on permits issued in 1992” (IMO, 1996 ; LC.2/Circ.367)より作成
  2. 1997年データは“Final report on permits issued in 1997” (IMO, 2000 ; LC.2/Circ.405)より作成
  3. 1999年データは“Draft report on permits issued in 1999” (IMO, 2002 ; LC.24/WP.1)より作成
  4. この表には、「許可発給なし」と報告している国は含まれていない。ちなみに 1997年報告では、加盟 77ヶ国 1地域のうち、処分実績の報告があった国が 22カ国 1地域、許可発給の実績なし 7カ国、未報告の国が 48カ国であった。
- ※1 韓国のデータは 1996年のもの (IMO,2002 ; LC.2/Circ.404 による) ; 下水汚泥の報告値は「下水汚泥 ; 170万 m<sup>3</sup>、digested organic waste water ; 150万トン」に区分されて報告されている。
- ※2 韓国のデータは 1998年のもの (IMO,2002 ; LC.2/Circ.423 による)
- ※3 米国の産業廃棄物処分量 (アメリカンサモア) はガロン表示 [カッコ内の斜体数値] で報告されているため、比重を1として重量に換算した。
- ※4 米国は魚類加工から生じるスラッジ (アメリカンサモア) を最大 1日 40万ガロン、船舶 5隻(17770トン ; 海軍の標的船として)、“human remain”の投棄許可 1件を報告している
- ※5 1992年のチリのしゅんせつ物、並びに 1992年のフィリピンの産業廃棄物等は、許可件数は報告されているが処分量の実績値は報告されていない (チリのしゅんせつ物許可件数は 4件。フィリピンの産業廃棄物等許可件数は、苛性ソーダ 4件、化学品廃棄物 1件)
- ※6 ポルトガルの産業廃棄物等の処分実績は“inert geological material”として報告されたものであるが、1997年分は「維持浚渫から生じた砂」であること、1999年分は「港湾建設に伴って生じた土砂」と報告されており、本来は「しゅんせつ物」として扱うものであることが第 24回締約国会合にて確認されている。
- ※7 1997年のチリの報告は特別許可 (船舶) のみであるため、一般許可に基づく投棄実績はすべて「-」としている。